

中国における木材の合法性証明現状調査概要

1 調査の目的・趣旨

日本にとって、輸入額ベースで最大の木材・木材製品の貿易相手国である中国について、木材製品の生産地と原料供給先、森林認証制度を含む合法性証明の有無等を調査して、日本における合法木材の証明制度への対応等、今後の取組方向を検討し、

- ・中国における木材製品の原料調達の現状
- ・中国におけるC。C認証を含む森林認証、合法性証明制度の現状
- ・中国からの輸入木材製品の合法性確認手法 等

について、調査を行った。

2 調査方法

本報告書では、中国から我が国に輸入される木材製品の原料供給先、合法性証明制度の現状等について把握し、その結果を分析して提言を行った。

具体的には、以下の方法により調査を行い、その結果を基に分析を行った。

(1) 事前調査

現地調査を実施する前の予備調査として、中国の森林資源と木材需給等、世界の木材需給の中での中国の位置、日本市場への輸出の状況、中国の木材、木材製品加工、流通の概要、中国の木材に関する制度について文献調査を行った。

また、平成26年8月に、中国黒竜江省綏芬河市において、違法伐採問題に取り組む木材消費国の新たな取り組みと合法材普及推進等を主題に「第5回日中木材及び木材製品貿易検討会」を開催した際に、中国側のセミナー共催者である中国木材与木製品流通協会への聞き取り、セミナー出席者のアンケート回答、さらに中国から木材、木材製品を輸入している日本の商社等から情報を収集した。

(2) 現地調査

事前調査の結果をとりまとめた現地調査の案を10月6日の第1回委員会で諮り、現地調査の候補地を選定した。現地調査では、広東省広州市番禺康連木業有限公司、および東莞市東莞徳聯木業有限公司を対象に、現地視察や工場の責任者から原料調達のサプライチェーンと違法伐採問題についてのリスクなどについて聞き取り、林野庁ガイドラインに照らしたトレーサビリティの評価を行い、その結果を取りまとめた。(内容別紙①)

(3) アンケート調査

平成26年8月に、中国黒竜江省綏芬河市で開催した「第5回日中木材及び木材製品貿易検討会」の中国側のセミナー共催者である中国木材与木製品流通協会から、中国の木材加工、流通、輸出に関連する団体の紹介を受け、当該木材関係団体の了解を得て、各団体の会員企業に対し、違法伐採についてのリスクと合法性証明の実態・可能性に関するアンケート調査を実施した。

アンケートは団体から紹介頂いた企業のメールアドレスにメールで依頼し、回答は、合法木材の情報窓口（ホームページ）内に設置した、URLのアンケート回答フォームに、中国側の企業担当者が直接記載する形で実施した。（内容別紙②）

(4) その他

調査の実施に当たり、中国の木材関係団体等との連絡調整や調査の支援のため、海外の木材産業、木材貿易に精通した海外林業コンサルタントと委託契約を締結し、中国側の業界団体等との連絡調整等の用務を依頼した。

さらに、中国の木材産業、輸出木材製品に詳しい民間企業、学識経験者等からなる本調査検討委員会を設置して、調査方針取りまとめについての助言・監修をいただいた。

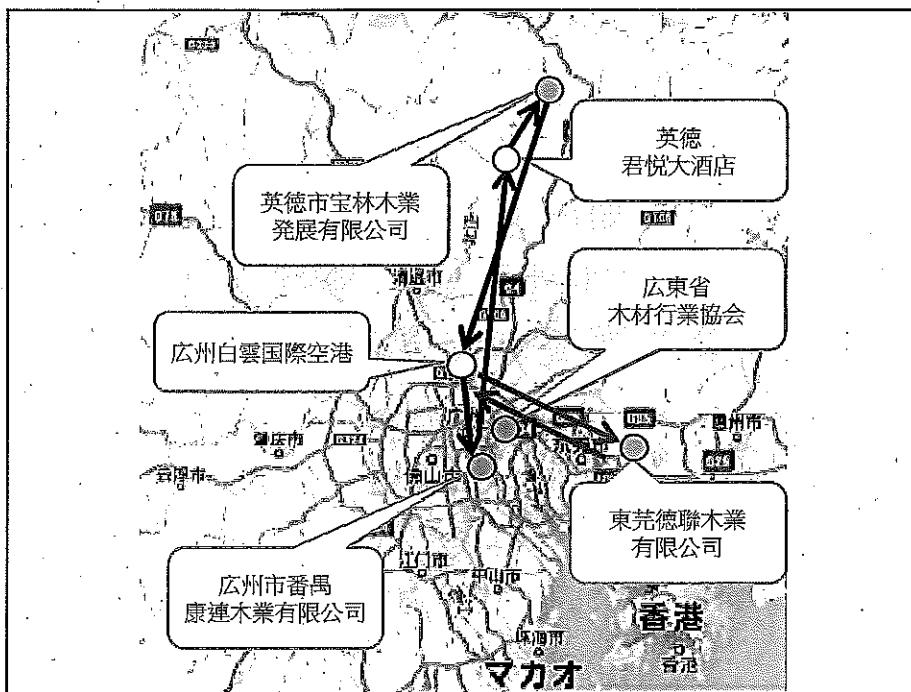
**中国における木材の
合法性証明の現状
現地調査の結果について**

27年2月5日

藤原敬

黄澤勝

| 月日 | 宿泊地 | 訪問先研究機関等及び用務 | |
|------------------------|-------------------------|--|--|
| 11/30 日 | 広州市 Pullman Hotel | 0935 成田発JAL855 1405 広州着→ホテルチェックイン 1700 広東省木材行業協会(広州市魚珠)訪問 ホテルへ | |
| 12/1 月 | 英德市 英 德 君 悅 大酒店 | 1000 ホテルから番禺へ移動(1時間ほど) 1300 「広州市番禺康連木業有限公司」(Kangda) ユーカリ合板工場、社長面談、工場見学 1700 移動ホテルへ | |
| 12/2 火 | 広州市 Pullman Hotel | 930 ホテル発 1300 「英德市宝林木業發展有限公司」番禺康連木業へのユーカリ単板製造 供給会社、伐採現場 宝林からホテルへ移動 広州領事館高麗領事と打ち合わせ(空港内) 1900 | |
| 12/3 水 | 広州市 Pullman Hotel | 930 ホテルから移動(2時間ほど) 1300 「東莞德聯木業有限公司」(China Pacific Laminator) 广東省東莞市 面談相手: Alan Fong 社長 工場見学 工場からホテルへ移動(2時間ほど) | |
| 12/4 木 12/5 金 | 広州市 | 1700 アンケート調査打ち合わせ 市内、情報収集、資料整理 1515 広州発JAL856 2010 成田着 | |

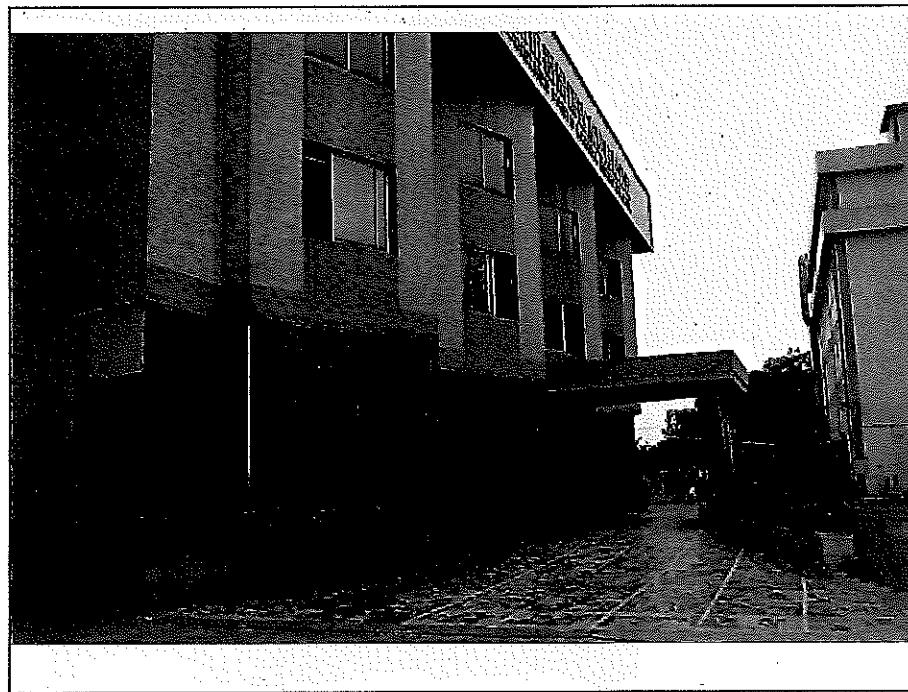


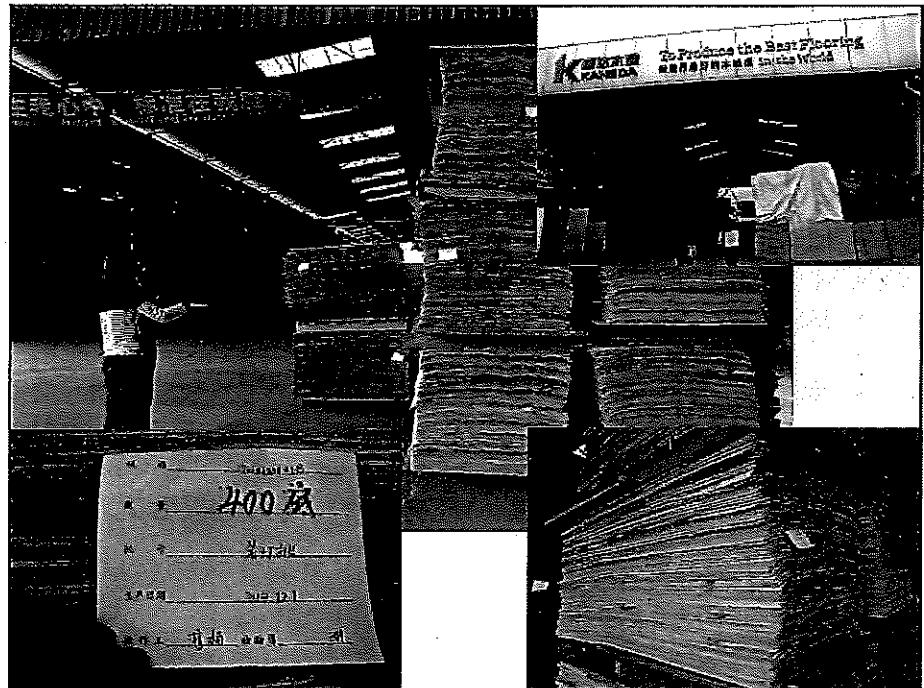
广州市番禺康連木業有限公司概要(1)

- 名称 广州市番禺康連木業有限公司
— Guangzhou Panyu Kangda Board Co., Ltd.
- 所在地 广州市番禺区大龙街东盛路24号
— No.24, Dongsheng Rd , Shiji Town, Panyu District, Guangzhou, Guangdong Province, China
- 代表者
- 対応者 林吟霞 Lisa Linn Sales Manager
陳佑強 調達部門責任者
- 連絡方法 Tel: +86-20-34881228
Fax: +86-20-34881128
Email: sale@kdwoodflooring.com

広州市番禺康連木業有限公司概要(2)

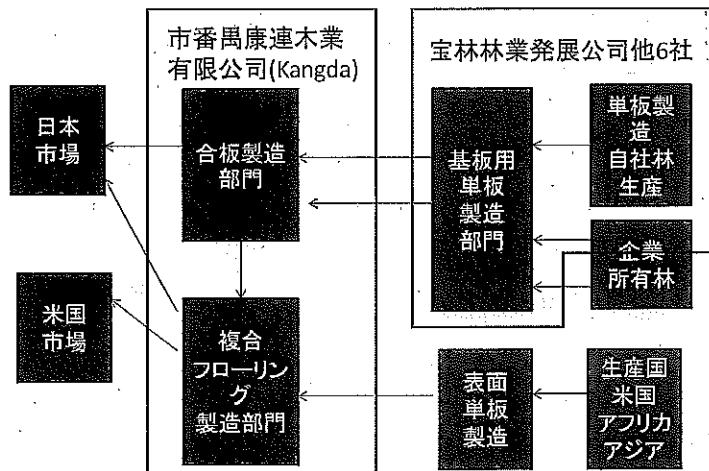
- 1982年に設立、小規模な化粧家具部材製造者から始まり、合板、フリーリング製造会社へ発展
- 8万平方メートルの敷地、700名の職員
- イタリー、ドイツ、日本製の最新施設を装備
- JAS認定 MALQ/P01-LF/061, MALQ/P04-LF/061
• Mutu Certification International
- 生産量 合板 15,000m³/月、フローリング60,000m²/月
- 広東省業界団体理事
- <http://www.kdwoodflooring.com/about.html>
- 日本向けにユーカリ合板(M建材向け)、その他複合フローリングを出荷





广州市番禺康達木業有限公司関係 ユーカリ合板等サプライチェーン概要

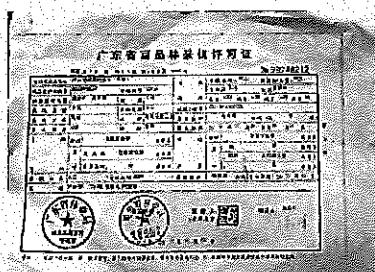
製品輸出先 製品加工 単板加工 丸太生産



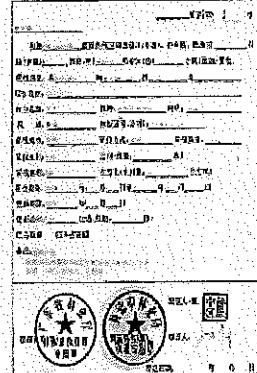
伐採許可(森林法38条)

广东省林木采伐许可证

N00030104



民間の企業林の伐採許可証↑



広東省有林の伐採許可証→

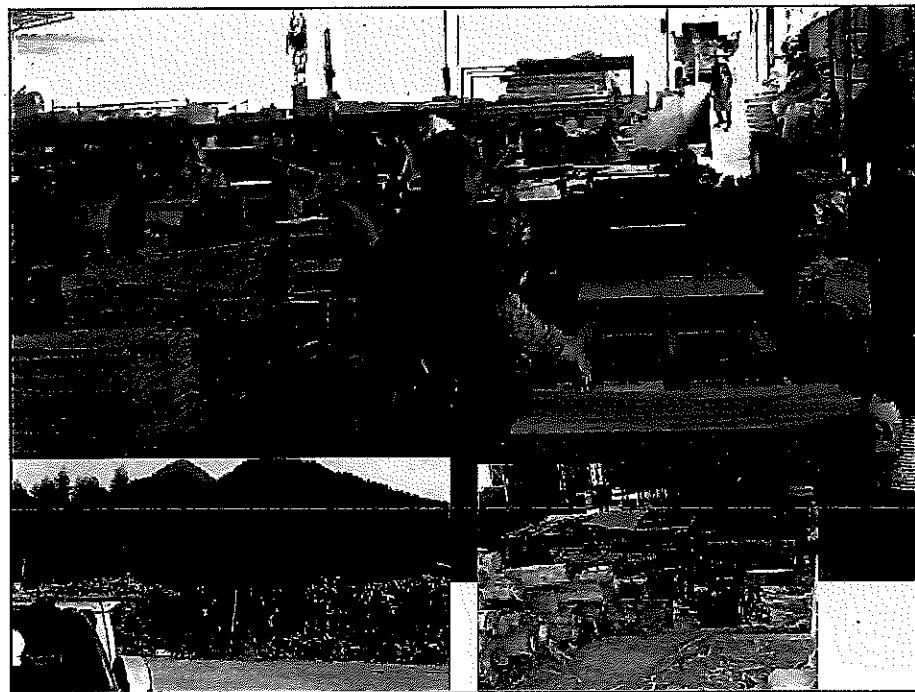
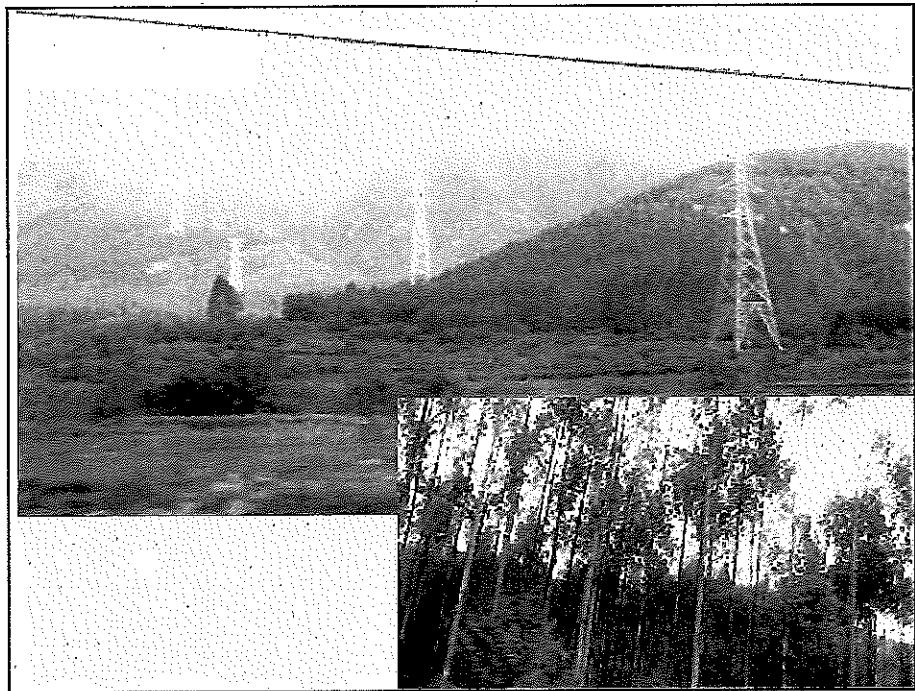
木材輸送許可(森林法28条)

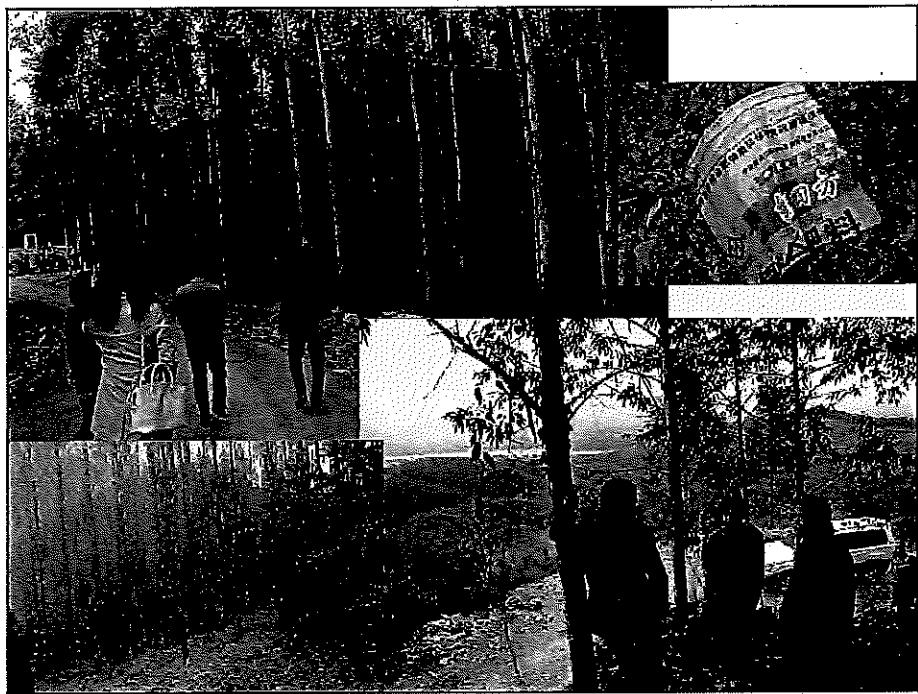
| | |
|---------------|--------------|
| 木材运单 | |
| 单号：DC11138695 | |
| 发站：新余市 | |
| 收站：吉安市 | |
| 品名 | 木方 |
| 件数 | 1000 |
| 毛重 | 20000 |
| 净重 | 18000 |
| 尺寸 | 100*100*3000 |
| 包装 | 木箱 |
| 起运日期 | 2024-01-15 |
| 承运人 | 新余市顺达物流有限公司 |
| 发货人 | 新余市顺达物流有限公司 |
| 收货人 | 吉安市顺达物流有限公司 |
| 电话 | 13800000000 |
| 备注 | 无 |
| 盖章 | 新余市顺达物流有限公司 |
| 盖章 | 吉安市顺达物流有限公司 |

原木の輸送許可(森林法28条)

单板の輸送許可(広東省規則による?)







「東莞德聯木業有限公司」(China Pacific Laminator) 広東省東莞市

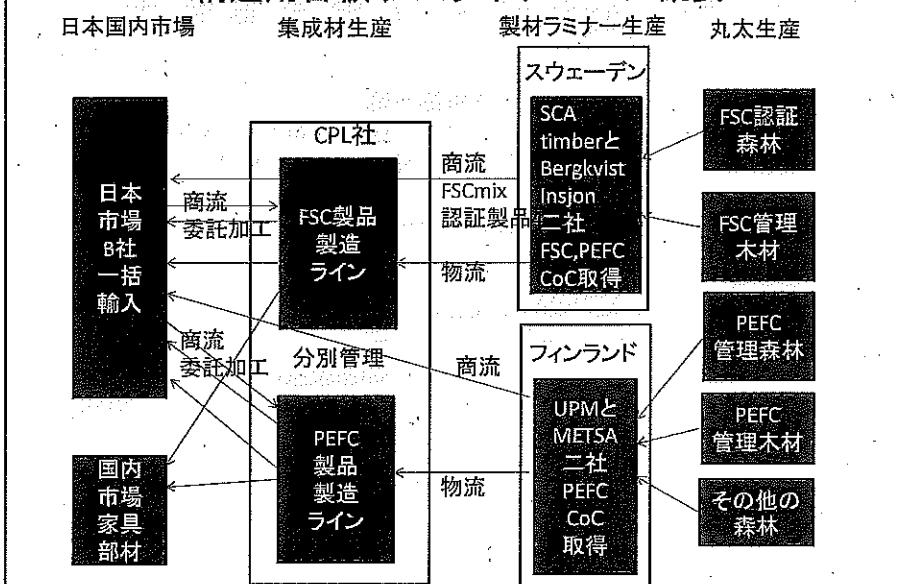
名称 東莞德總木業有限公司
Donggan China Pacific Laminater Co., Ltd.
所在地 広東省東かん市企石鎮鐵崗村江南路
代表者 方嘉駿 Alan K. Fong, P. eng
Managing Director
対應者 同上
連絡方法 Tel: +86-769-866-0888
Fax: +86-769-8666-0777
Email: cplaminator@hootmail.com

東莞德聯木業有限公司ビジネス概要

- ・ 欧州からラミナーとなる製材を輸入し、日本向けの柱、間柱など構造用集成材を製造して輸出
 - 日本の輸出先はB社一社
 - 3万立方メートルを出荷(中国から輸入される構造用集成材の30-50パーセント)
 - 5パーセントほどは中国向けに出荷(イケヤの家具部材)
- ・ 商流は、欧州からのラミナーとなる製材は物林宛販売、当社は物林から委託加工を受けて製造
- ・ (社史)
 - 2004年に創設(当初より日本向けのビジネス中心)
 - 2005年から2008年窓枠を製造
 - 2008年から2011年欧州向け窓枠など
 - 2001年から柱材中心として今日にいたる
- ・ JAS認定工場 CMSA J1152S 800 Canadian Mill Services Association
カナディアン ミル サービス アソシエーション
- ・ FSCのCoC認定工場 FSC-C105055 SGS
 - 欧州向けに出荷していた時点で決断
 - その後は必ずしも必要ではないが継続はしている

「東莞德聯木業有限公司」(China Pacific Laminator)

構造用合板サプライチェーン概要





林野庁ガイドラインに照らした トレーサビリティの評価

林野庁ガイドライン第三の証明の要件を

- ①行動規範の策定(ガイドライン参考3イメージ図記載)
- ②サプライチェーンの範囲の特定と把握
(ガイドライン本文3(3)①記載)
- ③サプライチェーンの全事業者との行動規範の共有
(参考3イメージ図記載)
 - (合法木材サプライチェーン確立のための協定書)
- ④事業者の実施措置の担保(同上)
 - (全量確保合法税証明確保方針か分別管理)
 - (書類管理)
- ⑤実施措置の確認(同上)

とすると

林野庁ガイドラインに照らした トレーサビリティの評価

- KD社の場合
- M建材(ないしがKD社)が
 - ①の自主行動規範を作成し、
 - ②宝林林業及び丸太で購入する相手先について、これらの責任者から覚え書きを取得し、
 - ③伐採許可及び、それを前提とした輸送許可書を確認したうえで、
 - ④定期的に実施状況を確認することで
- M建材(ないしがKD社)が第三の証明を実施することは可能(上記の実施を第三者が確認する必要)

林野庁ガイドラインに照らした トレーサビリティの評価

- CPL社の場合
 - スウェーデンの製品だけを分別して販売する場合
 - これを正規の認証材としてB社(FSCのCoCを取得)が販売すればそのまま、ガイドラインに基づく合法性証明(第一の証明)
 - FSCの認証製品として販売しない場合は、何らかの覚え書きを結ぶことにより第三の証明とすることが可能か(注)
 - フィンランド製原料はPEFC製品としてB社(PEFCのCoC取得済み)が購入することができれば、
 - B社とCPL社が管理上の協定を結ぶことにより林野庁ガイドラインの合法性証明は確保できる(第三の証明)(注)
 - 第一の証明として販売する可能性もあるはず
- (注)上記の実施を第三者が確認する必要

アンケートの結果概要

回答結果は別紙アンケート結果のとおり23社から回答があった。

概要は以下の通りである。

(調査対象者の概要)

加工業者が約半数、流通業者が4割であった。

原料の調達先は海外が半数でうち北米とロシアが4割ずつほど、残りの半数弱は国内産木材だったが華南・華中が大半であった

販売先は海外向けが多く、7割の回答者は日本を販売先としている。

(違法伐採問題に対する姿勢)

「違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であり、当事者として常に違法伐採木材を扱うリスクがあると感じている」が6割、「違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であるが、当事者としてはリスクを感じていない」が3割で、回答者は違法伐採問題を重要な課題として認識している。

(森林認証に対する姿勢)

約半数が森林認証制度の認証事業者であり、認証についてはメリットを認識している事業者が多い

(日本の合法性証明制度)

「聞いたことがあるがよく知らない」が半数だが、半数の回答者は「消費者に合法性が証明された木材を供給する一定の信頼性のある情報を伝達する手段として重要である」と回答している。

(自由記入コメント)

今回のアンケート調査の結果では、回答者は全般に渡って違法伐採問題に関心があり、中国政府の取り組みに特に注目している。

一方で、「その合法性の管理（取扱い）は天然林と区別すべきであり、現行の人工林に対する合法性管理は（天然林と）区別されていないゆえに、多くの余計な仕事（手間）を強いられている」との意見もあった。

(参考資料4)

アンケート調査結果概要

| 回答者 | 23 | 100% |
|---|----|------|
| q1 御社の概要 | | |
| a 木材製品製造業 | 12 | 52% |
| b 木材・木材製品流通業 | 9 | 39% |
| c その他 | 2 | 9% |
| q2-1 主な原料木の産地(伐採箇所) | | |
| q2-1-a a中国産がほとんど | 8 | 35% |
| q2-1-b b 海外産がほとんど | 11 | 48% |
| q2-1-c c 双方 | 4 | 17% |
| 産地細分 a 東北 | 1 | 4% |
| b 華北 | 3 | 13% |
| c 華中 | 5 | 22% |
| d 華南 | 8 | 35% |
| e その他 | 2 | 9% |
| f 北米 | 9 | 39% |
| g 日本 | 3 | 13% |
| h 歐州 | 7 | 30% |
| i 熱帯木材産出地域のアジア | 2 | 9% |
| j オセアニア | 7 | 30% |
| k 中南米 | 1 | 4% |
| l アフリカ | 1 | 4% |
| m ロシア | 8 | 35% |
| n その他 | 1 | 4% |
| q2-2 販売先 | | |
| q2-2-a a中国がほとんど | 6 | 26% |
| q2-2-b b 海外がほとんど | 9 | 39% |
| q2-2-c c 双方 | 8 | 35% |
| 販売先細分 a 東北 | 6 | 26% |
| b 華北 | 9 | 39% |
| c 華中 | 10 | 43% |
| d 華南 | 10 | 43% |
| e その他 | 5 | 22% |
| f 北米 | 7 | 30% |
| g 日本 | 15 | 65% |
| h 歐州 | 5 | 22% |
| i 熱帯木材産出地域のアジア | 1 | 4% |
| j オセアニア | 1 | 4% |
| k 中南米 | 0 | 0% |
| l アフリカ | 1 | 4% |
| m ロシア | 1 | 4% |
| n その他 | 5 | 22% |
| q2-3 販売方法 | | |
| a 主として固定的顧客 | 21 | 91% |
| b 主としてインターネットなどによる随時の注文に対応 | 0 | 0% |
| c その他 | 2 | 9% |
| q3-1 違法伐採問題に関する貴社の考え方 | | |
| a 違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であり、当事者として常に違法 | 14 | 61% |
| b 違法伐採問題は木材を取扱う業者として大きな問題であるが、当事者としてはリス | 6 | 26% |
| c 違法伐採問題は一部の人がいいうほど大きな問題ではない | 0 | 0% |
| d その他 | 3 | 13% |

| | | | |
|-----------------------------------|--|----|-----|
| q3-2 違法伐採問題を解決・回避するための取組 | a 自社の製品には違法伐採材が排除されるような仕組みを整備している | 9 | 39% |
| | b 自社の製品には違法伐採材が可能な限り少なくなるような仕組みを整備している | 4 | 17% |
| | c 違法伐採材が排除されるような仕組みが社会的にできている(政府による違法伐採の規制) | 7 | 30% |
| | d その他 | 3 | 13% |
| q4-1 森林認証制度 | | | |
| | a 森林認証・認証材の認証事業者である | 11 | 48% |
| | b 認証事業者ではないが制度を知っている | 12 | 52% |
| | c 森林認証には興味がない | 0 | 0% |
| q4-2 森林認証についてどう思いますか(複数回答) | | | |
| | a 供給先から認証材を求められているなどメリットがある | 15 | 65% |
| | b メリットは特にないが、認定制度は必要と考えている | 15 | 65% |
| | c 認証事業者になることにあまりメリットはないと考えている | 1 | 4% |
| | d 認証事業者になる必要性を感じない | 2 | 9% |
| | e 特に意見は無い | 0 | 0% |
| | f その他 | | |
| q4-2-others | その他意見内容 | | |
| | 当社が使用している原材料は天然林ではなく、人工林のボプラで、環境破壊とは問題外である。 | | |
| q5-1 日本の制度の認知 | | | |
| | a よく知っている | 4 | 17% |
| | b 聞いたことはあるが内容は知らない | 18 | 78% |
| | c まったく聞いたことがない | 1 | 4% |
| q5-2 日本の制度についてどう思いますか | | | |
| | a 消費者に合法性が証明された木材を供給する一定の信頼性のある情報を伝達する | 12 | 52% |
| | b コストがあまりかかるないのでメリットがある | 0 | 0% |
| | c 信頼性に問題がある | 0 | 0% |
| | d 手間がかかり面倒である | 2 | 9% |
| | e 制度についてもっと知りたい/制度をよく知らないが興味がある | 6 | 26% |
| | f 特に意見は無い | 2 | 9% |
| | g その他 | 2 | 9% |
| q5-2-others | 目下の時勢では国民が日本発の認証制度に偏見を持つかもしれない。(今の両国間の不穏な関係のもとでは日本の認証制度を心理的に拒否するかもしれない。) | | |
| q5-3 合法木材供給事業者認定の取得 | | | |
| | a 可能なら認定をとりたい | 12 | 52% |
| | b 認定事業者取得について検討したい | 11 | 48% |
| | c 日本に製品を輸出しているが、認定取得は考えていない | 0 | 0% |
| | d 特に意見は無い | 0 | 0% |
| | e その他 | 0 | 0% |
| q5-3 所属している業界団体名 | | | |

q6 違法伐採対策についてご自由に意見を記載してください

違法伐採が不利であることが決まっている。国家と庶民には取り返しがつかない損失をもたらすし、(木材)業界の正常な競争にも必ず不利な影響を来たす。業界協会及び国家機関は違法伐採の関連知識を強力に普及し、違法伐採行為を取り締まり、同時に関連業界及び大衆の意識の認知度を高めれば、違法伐採抑制に関する認証制度や違法伐採行為の取り締まりの推進に積極的な影響をもたらすことができる。

中国で広く植栽・育成しているポプラ人工林として、その合法性の管理(取扱い)は天然林と区別すべきである。天然林に対してはその伐採へ管理と伐採がもたらす環境破壊の状況調査を強化すべきである。人工林と天然林は明確に区別して扱うべきである。現行の人工林に対する合法性管理は(天然林と)区別されていないゆえに、多くの余計な仕事(手間)を強いられている。

政府の政策が着いていかなければ、国際組織がいくら強調しても、(違法伐採)の根本的な抑制には到達しない。

政府が監督・管理に確かな力を入れさえすれば、違法伐採は最大限抑止できる。

内情を知っていた場合には絶対に違法伐採の木材を購入しない。